

健康福祉常任委員会委員長報告

去る3月1日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案3件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

- 1 審査年月日 令和5年3月3日(金)
- 2 場 所 委員会室2
- 3 出席委員 岸 昭二、村田裕子、松島修一、高橋伸治、
渡邊良太、桜井 卓
- 4 審査結果

「議案第11号」北本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第12号」北本市立保育所設置及び管理条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第13号」北本市国民健康保険条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎「議案第11号」について

(1) 「国が新たに省令を定めた背景と、安全計画及び業務継続計画の策定の義務付けについて」質疑したところ、「国は令和4年9月に静岡県牧之原市の認定こども園で起きたバス内の置き去りによる死亡事故を踏まえて、放課後児童健全育成事業におけるバスの送迎等について安全確保に関する訓練

や研修を計画的に行うことを省令で決めました。安全計画は計画を策定しなければならない、という義務規定です。また、業務継続計画は、新型コロナウイルス感染症のまん延等による学童保育室の休室があったとしても早期に復旧させるような計画を想定しており、計画の策定は努めなければならないという努力規定です」との答弁がありました。

(2) 「事故は未就学児で起こったことだが、本条例は小学生以上が対象となっている。未就学児と小学生以上で対応に違いはあるのか」と質疑したところ、「未就学児の送迎バスについては、安全装置の設置が義務付けられています。小学生以上の送迎バスについては、安全装置の設置は義務付けられておらず、点呼が義務付けられています」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第12号」について

(1) 「現在の定員が中央保育所100名、栄保育所120名とのことだが、新中央保育所の定員が116名で対応可能なのか、また、待機児童の状況について」質疑したところ、「民間保育所の充足率がある程度定員に達するよう、公立保育所の受入れを定員の7割程度に調整してきました。また、令和3年度からは児童全員が新しい保育所に移行できるよう、中央保育所と栄保育所の受入れを調整しています。待機児童の状況については、令和元年度から令和5年度で0歳から2歳までの公立保育所の受入定員が20人ほど少なくなっていますが、小規模保育事業の開設で2か所各19人、保育士を配置するための補助により20人から30人、合わせて60人から70人くらいの受入れの増員が図られました。しかし、受入れを調整している民間保育所もあり、その影響が40人から50人あるため、令和元年度から直近までではほぼ増減がない状況です。認可の定員よりも実際の受入れが少なくなっている施設がある状況です」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第13号」について

(1) 「条例制定の背景、影響額及び財源の負担について」質疑したところ、「出産・育児一時金の支給額の改正内容を盛り込んだ健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布され、令和5年4月1日に施行されます。この改正に伴い、本市の条例においても所要の改正を行います。出産・育児一時金の当初予算の額については、これまでの実績を踏まえて33人に対して50万円、合計1,650万円計上しています。財源としては、3分の1は保険税、3分の2は一般会計からの繰入金を充当しています。一般会計からの繰入金については地方交付税の措置があります」との答弁がありました。本案に対する討論はありませんでした。

以上報告いたします。

令和5年3月17日

健康福祉常任委員会
委員長 桜井 卓

北本市議会議長 工藤 日出夫 様